

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	栃木市地域子育て支援センターの入館の制限	
根拠法令等及び条項	栃木市地域子育て支援センター条例施行規則第6条	
処分基準	根拠条項	栃木市地域子育て支援センター条例施行規則第6条
	参考事項	栃木市地域子育て支援センター条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) 感染症にかかっていると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p>	